

**中小企業信用保険法第2条第5項第4号(セーフティネット保証4号)
認定申請に係る必要書類について**

1 必要書類

認定申請書 **1部(原本)**

- ※1 申請者の住所欄には、個人事業者は主たる事業所の所在地を、法人の場合は事業実態のある事業所の所在地を記載してください。
- ※2 認定申請の際に個人で氏名を自署する場合、押印を省略することができます。
- ※3 認定申請書様式の選び方について(減少率:20%)

4 号	通常様式	(最近1ヶ月の実績とその後2ヶ月の見込みを含む3ヶ月の比較)	様式第4-①
	創業者等 運用緩和 様 式	(業歴が3ヶ月以上1年1ヶ月未満の前年実績のない創業者や、店舗拡大及び業容拡大により前年比較が困難な中小企業者用)	
		(1)最近1ヶ月と最近3ヶ月比較	様式第4-②
		(2)令和元年12月比較	様式第4-③
		(3)令和元年10~12月比較	様式第4-④

2 添付書類等

- ・登記事項証明書(法人の場合) ※写しも可
- ・直近の確定申告書の写し、又は営業許可証等の写し(個人事業主の場合)
※いずれも事業所の所在地が町内であることが確認できるもの
- ・申請書に記載する売上高等の確認ができるもの(試算表、売上台帳、売上高確認表等)

3 留意事項

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 町長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です(※令和2年5月1日から令和2年7月31日までに発行された認定書の有効期間については令和2年8月31日までとします)。

【申請・お問合せ先】

板柳町産業振興課 地域振興係 電話：0172-73-2111 (内線 320) FAX：0172-73-2120

※受付時の内容確認等のため、原則持参していただきますようお願いいたします

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(セーフティネット保証5号)

認定申請に係る必要書類について

1 必要書類

認定申請書 **1部(原本)**

※1 申請者の住所欄には、個人事業者は主たる事業所の所在地を、法人の場合は事業実態のある事業所の所在地を記載してください。

※2 認定申請の際に個人で氏名を自署する場合、押印を省略することができます。

※3 認定申請書様式の選び方について(減少率:5%)

5 号 (イ)	通常様式	(直近3ヶ月の実績と前年3ヶ月の実績の比較)	様式第5-(イ)-②'
	認定基準 緩和様式	(最近1ヶ月の実績とその後2ヶ月の見込みを含む3ヶ月との比較)	様式第5-(イ)-⑤'
	創業者等 運用緩和 様 式	(業歴が3ヶ月以上1年1ヶ月未満の前年実績のない創業者や、店舗拡大及び業容拡大により前年比較が困難な中小企業者用)	
		単一業種の事業を行っている、又は複数の業種を行っている場合	(1)最近1ヶ月と最近3ヶ月比較
(2)令和元年12月比較			様式第5-(イ)-⑪'
(3)令和元年10~12月比較	様式第5-(イ)-⑫'		

2 添付書類等

・登記事項証明書(法人の場合) ※写しも可

・直近の確定申告書の写し、又は営業許可証等の写し(個人事業主の場合)

※いずれも事業所の所在地が町内であることが確認できるもの

・申請書に記載する売上高等の確認ができるもの(試算表、売上台帳、売上高確認表等)

3 留意事項

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 町長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です(※令和2年5月1日から令和2年7月31日までに発行された認定書の有効期間については令和2年8月31日までとします)。

【申請・お問合せ先】

板柳町産業振興課 地域振興係 電話：0172-73-2111 (内線 320) FAX：0172-73-2120

※受付時の内容確認等のため、原則持参していただきますようお願いいたします

**中小企業信用保険法第2条第6項(危機関連保証制度)
認定申請に係る必要書類について**

1 必要書類

認定申請書 **1部(原本)**

- ※1 申請者の住所欄には、個人事業者は主たる事業所の所在地を、法人の場合は事業実態のある事業所の所在地を記載してください。
- ※2 認定申請の際に個人で氏名を自署する場合、押印を省略することができます。
- ※3 認定申請書様式の選び方について(減少率: 15%)

危機 関連 保証	通常様式	(直近1ヶ月の実績とその後2ヶ月の見込みを含む3ヶ月の比較)	様式第6-①
	創業者等 運用緩和 様式	(業歴が3ヶ月以上1年1ヶ月未満の前年実績のない創業者や、店舗拡大及び業容拡大により 前年比較が困難な中小企業者用)	
		(1) 最近1ヶ月と最近3ヶ月比較	様式第6-②
		(2) 令和元年12月比較	様式第6-③
		(3) 令和元年10~12月比較	様式第6-④

2 添付書類等

- ・登記事項証明書(法人の場合) ※写しも可
- ・直近の確定申告書の写し、又は営業許可証等の写し(個人事業主の場合)
※いずれも事業所の所在地が町内であることが確認できるもの
- ・申請書に記載する売上高等の確認ができるもの(試算表、売上台帳、売上高確認表等)

3 留意事項

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 町長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です(※令和2年5月1日から令和2年7月31日までに発行された認定書の有効期間については令和2年8月31日までとします)。

【申請・お問合せ先】

板柳町産業振興課 地域振興係 電話：0172-73-2111 (内線 320) FAX：0172-73-2120

※受付時の内容確認等のため、原則持参していただきますようお願いいたします